

平成30年4月1日から 入院医療費の計算方法が変わります

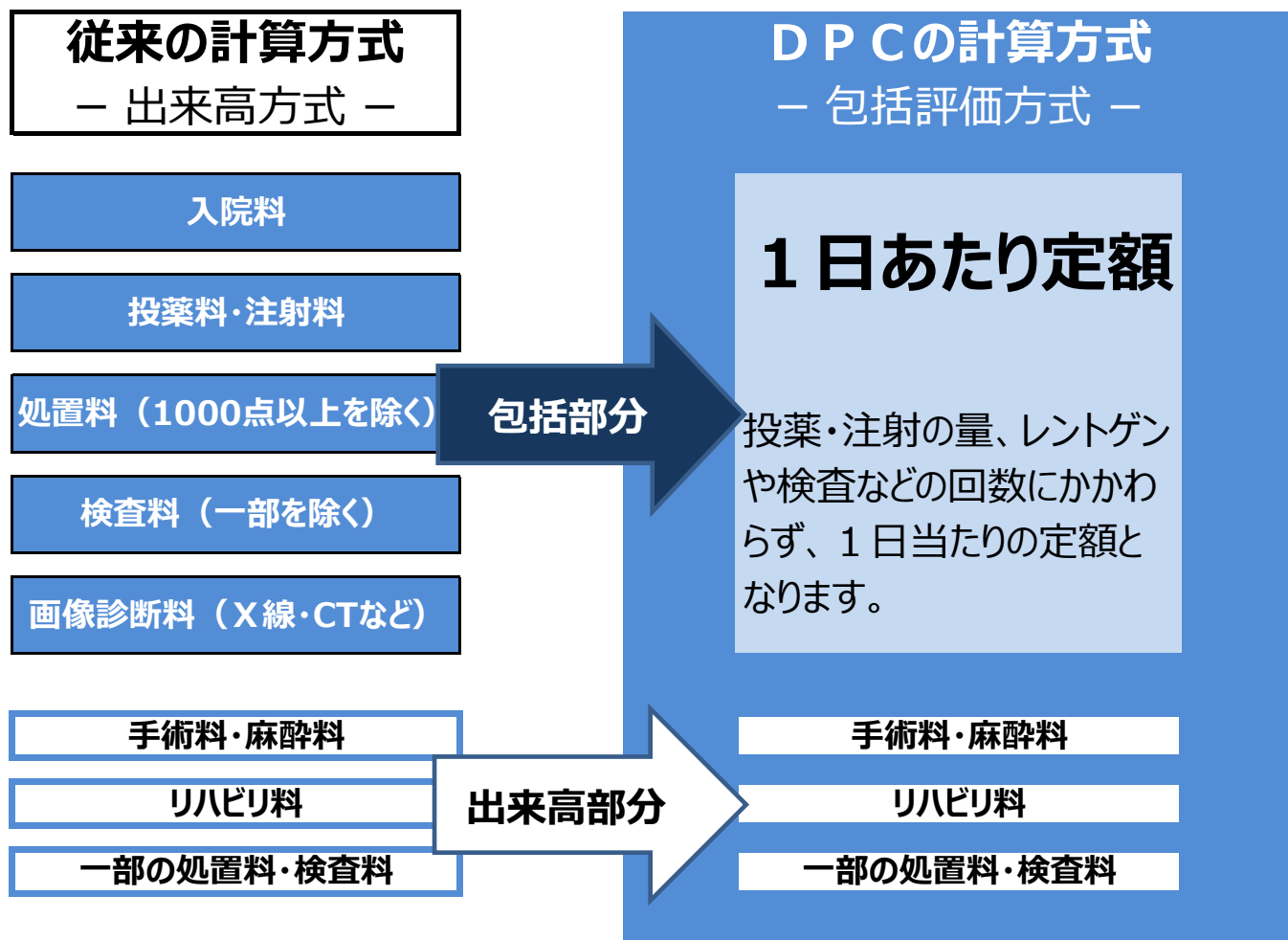
当院は、平成30年4月1日から入院医療費を「D P C（診断群分類別包括評価制度）方式」に計算方法を変更いたします。

◎ D P C とは

D P C（ディーピーシー）とは、病名や診療の内容に応じて決められた1日当たりの定額の医療費を基本として、入院全体の医療費を計算する方式です。

D P Cでは入院中のお薬や注射の量、検査やレントゲンの回数にかかわらず基本となる医療費が1日当たりの定額となります。なお、手術、リハビリ、検査の一部（内視鏡・心臓カテーテル検査等）、処置の一部、食事等についてはこれまで通り、「出来高」で算定します。

入院診療費は「1日当たりの定額」×「入院日数」+「手術・リハビリ・一部の処置、検査など出来高方式で計算される額」で算定されます。



今までの医療サービスや各種健康保険等の取扱いにつきましては変更ありません。
ご不明な点がございましたら、医事課入院窓口までお尋ね下さい。

包括払い(DPC/PDPS)方式に関する質問

Q 1 すべての入院患者がこの制度の対象となるのでしょうか。

当院では、一般病棟に入院される方が対象となります。ただし、以下に該当する場合は従来通りの出来高払い方式となります。

- ・ 自賠責・労働災害・公務災害による入院
- ・ 入院後24時間以内に死亡された場合
- ・ 治験対象による入院
- ・ 病名がDPC制度のいずれにも該当しない場合
- ・ 非常に長期の入院や一部の高額な薬剤・検査等を行った場合

Q 2 平成30年3月31日以前から入院している場合はどうなりますか。

平成30年4月1日以降に新たに入院される方が対象となります。なお、平成30年3月31日以前から入院されている方につきましては、2ヶ月間は従来のもので計算し、6月1日より「包括払い(DPC/PDPS)方式」となります。

Q 3 出来高払い方式と比べて、入院診療費は高くなるのでしょうか。

入院している間の病名や診療内容によって、1日当たりの診療費が決まるため、出来高払い方式と比べて高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。また、病院の機能によって厚生労働省が定めた係数もあるため、同一の病名で治療を行った場合でも、病院によって入院診療費が若干異なることがあります。

Q 4 対象となる病名でも、出来高払い方式で計算してもらえるのでしょうか。

厚生労働省の定めにより、「包括払い(DPC/PDPS)方式」の対象となる病名は出来高払い方式での計算はできません。

Q 5 一部負担金、高額療養費、公費等の取扱いはどうなるのでしょうか。

医療費の一部負担金の支払い方法に関しては、これまでと変わりません。患者さんが加入されている保険の負担割合に応じてお支払いいただきます。高額医療費制度や公費の取扱いに関しても、これまでと変わりません。

Q 6 食事・個室の料金もこの料金に含まれるのでしょうか。

食事・個室の料金は従来通りの金額を負担していただくこととなります。

～ご質問やご相談は、医事課入院窓口までお尋ねください～